

四半期報告書

(第59期第3四半期)

高松機械工業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2020年2月13日

【四半期会計期間】 第59期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 高松機械工業株式会社

【英訳名】 TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高松 宗一郎

【本店の所在の場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)1410

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 四十万 尚

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)1410

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 四十万 尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第58期 第3四半期 連結累計期間	第59期 第3四半期 連結累計期間	第58期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(百万円)	16,605	17,135	22,650
経常利益	(百万円)	1,682	1,544	2,500
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	1,166	1,066	1,708
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,070	1,063	1,546
純資産額	(百万円)	14,044	15,424	14,528
総資産額	(百万円)	23,018	23,978	23,737
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	107.71	98.74	158.12
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	106.92	98.28	156.77
自己資本比率	(%)	60.9	64.2	61.0

回次		第58期 第3四半期 連結会計期間	第59期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	45.53	31.38

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出や生産に弱さが続く中、雇用・所得環境の改善は進み、緩やかな回復傾向にありました。他方で中国経済の低迷や米中貿易摩擦の影響によって、海外経済は先行き不透明感の強い状況が続きました。

当社グループの主力分野である工作機械業界においては、2019年8月以降、単月の業界受注総額が1,000億円を割る等、米中貿易摩擦の影響により、国内外ともに厳しい受注環境が継続し、当第3四半期連結累計期間の業界受注総額は、前年同期比34.7%減少の8,640億円となりました。

このような状況の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の連結売上高は前年同期に比べ5億30百万円(3.2%増)増収の、171億35百万円となりました。営業利益は13億96百万円(前年同期比9.0%減)、経常利益は15億44百万円(同8.2%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は10億66百万円(同8.5%減)となりました。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

① 工作機械事業

当第3四半期連結累計期間の経営成績は、受注高が54億71百万円(前年同期比63.8%減)、受注残高が109億62百万円(同45.6%減)、売上高が151億30百万円(同0.7%増)、営業利益が12億14百万円(同17.7%減)となりました。

受注高の地域別内訳は、国内や北米及びアジア向けが減少した結果、内需が31億19百万円(同70.1%減)、外需が23億51百万円(同50.0%減)となりました。

売上高の地域別内訳は、国内向けが減少し、北米やアジア向けが増加した結果、内需が91億91百万円(同6.6%減)、外需が59億39百万円(同14.7%増)、外需比率が39.3%(前年同期は34.5%)となりました。

当第3四半期連結累計期間における主な取り組みとして、自動化技術を付加した最適なソリューション提案によって受注確保をはかるとともに、自動車産業以外の市場開拓に向けた営業活動に注力してきました。

4月には中国のCIMT2019、9月にはドイツのEMO2019、10月には名古屋で開催された国内最大級の工作機械見本市であるMECT2019に出展し、新機種などの展示を行いました。また、海外の連結子会社においてプライベートショーや現地ディーラ会議を開催しました。

製品面では、1台に3台分の加工装置を搭載していることで、旋削加工から穴あけまで多様な加工をそれぞれ同時に加工でき、生産性アップにつながる「XV-3」、及び主力機種「XL-150」の後継機であり、当社独自の自動化技術を継承しつつ、手動で行う刃物位置調整作業の支援機能や予防保全に繋がるIoT機能など、優れた操作システムを搭載し高い生産性を実現させる「XT-8」の2機種を新たに発表しました。前述のMECT2019で初披露し、多くのお客様にご覧いただきました。

生産面では、組立員のスキルアップをはかるとともに、作業の標準化、設備の効率的運用に取り組むなど、生産体制の強化に努めてきました。

② IT関連製造装置事業

当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高が14億18百万円(前年同期比38.5%増)、営業利益が2億16百万円(同142.3%増)となりました。

当第3四半期連結累計期間にかけて半導体関連やその他の製造請負案件で受注が増加した結果、売上高・営業利益はともに順調に推移しました。

③ 自動車部品加工事業

当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高が5億85百万円(前年同期比4.7%増)、営業損失が30百万円(前年同期は30百万円の営業損失)となりました。

新規受注獲得に向けた営業活動に取り組む一方で、既存取引先における生産調整やモデルチェンジによる使用部品の切り替え等によって、売上高は伸び悩みました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は239億78百万円で前連結会計年度末に比べ2億41百万円の増加となりました。

区分別にみますと、流動資産は174億93百万円となり、前連結会計年度末に比べて1億81百万円増加しました。その主な要因としては、電子記録債権が7億6百万円、流動資産のその他(前渡金等)が2億50百万円減少したものの、現金及び預金が7億4百万円、たな卸資産が3億8百万円、受取手形及び売掛金が1億22百万円増加したことによるものです。

固定資産は64億84百万円となり、前連結会計年度末に比べて59百万円増加しました。その主な要因としては、投資その他の資産のその他(投資有価証券等)が1億9百万円増加したことによるものです。

次に当第3四半期連結会計期間末の負債は85億54百万円で前連結会計年度末に比べて6億54百万円の減少となりました。

区分別にみますと、流動負債は71億28百万円となり、前連結会計年度末に比べて5億36百万円減少しました。その主な要因としては、支払手形及び買掛金が1億63百万円増加したものの、未払法人税等が4億80百万円、賞与引当金が1億52百万円減少したことによるものです。

固定負債は14億25百万円となり、前連結会計年度末に比べて1億17百万円減少しました。その主な要因としては、長期借入金1億8百万円減少したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は154億24百万円で前連結会計年度末に比べて8億95百万円の増加となりました。その主な要因としては、利益剰余金が8億8百万円増加したことによるものです。なお、自己資本比率は64.2%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、2008年5月9日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定しました。

I. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様の判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、1948年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、1961年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、『高松機械は「社会に貢献」する。お客様には安全でメリットのある商品を、従業員には生活の安定と希望を、株主には適切な配当を提供するとともに、協力企業とも共存共栄の精神をもって、社会の発展に積極的に貢献する。』であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてきました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であると考えており、そのためのたゆまぬ努力を継続しています。

また、企業体質の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の多角化として、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自動車部品加工事業を展開しており、受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

III. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

近年わが国においては、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案(経営方針、事業計画等)は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとっては重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の

大規模買付行為に関するルールを設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます）の継続を第56回定時株主総会（2017年6月28日開催）に議案として上程し、株主の皆様のご承認をいただきましたので発効しました。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2017年5月9日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照下さい。

(<https://www.takamaz.co.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/170509-3.pdf>)

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性）に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。

2. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

3. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

4. 株主意思を尊重するものであること

本プランは、第56回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するに当たっては、取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様にご開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、124百万円であります。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備、除却等の計画は次のとおりであります。

新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	新北部工場(仮称) (石川県白山市)	工作機械事業	工作機械組立工場	3,500	5	自己資金 及び借入金	2020年 4月	2021年 4月	(注) 2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力は算出することが困難なため記載を省略しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,020,000	11,020,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	11,020,000	11,020,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年11月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 9名 当社従業員 90名
新株予約権の数(個)※	3,960(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 396,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり895円(注)2
新株予約権の行使期間※	2022年5月23日～2023年5月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1,062円 資本組入額 531円
新株予約権の行使の条件※	① 割当てられた新株予約権には業績達成条件を付するものとし、当社の中期計画2021の最終年度(2022年3月期)において、連結営業利益額26億円以上を達成した場合に限り行使することができる。 ② 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 新株予約権の割当日(2019年11月26日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年12月31日	—	11,020,000	—	1,835	—	1,776

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 128,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,888,100	108,881	—
単元未満株式	普通株式 3,200	—	—
発行済株式総数	11,020,000	—	—
総株主の議決権	—	108,881	—

② 【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 高松機械工業株式会社	石川県白山市旭丘1-8	128,700	—	128,700	1.17
計	—	128,700	—	128,700	1.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,024	4,729
受取手形及び売掛金	※ 3,404	※ 3,526
電子記録債権	※ 5,843	※ 5,136
商品及び製品	731	1,208
仕掛品	1,874	1,661
原材料及び貯蔵品	1,021	1,066
その他	424	173
貸倒引当金	△11	△9
流動資産合計	17,311	17,493
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,421	1,393
土地	2,461	2,461
その他（純額）	886	868
有形固定資産合計	4,769	4,724
無形固定資産	31	26
投資その他の資産		
その他	1,659	1,768
貸倒引当金	△34	△34
投資その他の資産合計	1,624	1,734
固定資産合計	6,425	6,484
資産合計	23,737	23,978

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,513	1,677
電子記録債務	※ 3,576	※ 3,610
短期借入金	790	785
未払法人税等	533	52
賞与引当金	241	89
役員賞与引当金	45	33
製品保証引当金	74	61
その他	890	817
流動負債合計	7,665	7,128
固定負債		
長期借入金	507	399
退職給付に係る負債	576	583
長期未払金	379	379
その他	80	63
固定負債合計	1,543	1,425
負債合計	9,208	8,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,835	1,835
資本剰余金	1,814	1,791
利益剰余金	10,830	11,638
自己株式	△245	△118
株主資本合計	14,234	15,146
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	95	141
為替換算調整勘定	203	146
退職給付に係る調整累計額	△42	△30
その他の包括利益累計額合計	256	256
新株予約権	28	15
非支配株主持分	10	5
純資産合計	14,528	15,424
負債純資産合計	23,737	23,978

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
売上高	16,605	17,135
売上原価	12,346	12,971
売上総利益	4,258	4,163
販売費及び一般管理費	2,723	2,767
営業利益	1,534	1,396
営業外収益		
受取利息	2	5
受取配当金	10	8
持分法による投資利益	88	140
その他	65	36
営業外収益合計	166	191
営業外費用		
支払利息	3	3
為替差損	15	39
その他	0	0
営業外費用合計	19	43
経常利益	1,682	1,544
特別利益		
固定資産売却益	1	0
新株予約権戻入益	—	0
特別利益合計	1	1
特別損失		
固定資産除却損	0	2
特別損失合計	0	2
税金等調整前四半期純利益	1,683	1,543
法人税、住民税及び事業税	439	445
法人税等調整額	81	34
法人税等合計	520	480
四半期純利益	1,162	1,062
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△3	△4
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,166	1,066

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	1,162	1,062
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△58	46
為替換算調整勘定	△5	△16
退職給付に係る調整額	△0	11
持分法適用会社に対する持分相当額	△27	△41
その他の包括利益合計	△92	0
四半期包括利益	1,070	1,063
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,073	1,067
非支配株主に係る四半期包括利益	△3	△4

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	7百万円	4百万円
電子記録債権	119百万円	55百万円
電子記録債務	9百万円	7百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	307百万円	261百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	140	13	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金
2018年11月9日 取締役会	普通株式	86	8	2018年9月30日	2018年12月7日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	150	14	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金
2019年11月11日 取締役会	普通株式	108	10	2019年9月30日	2019年12月6日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	15,021	1,024	559	16,605	—	16,605
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11	—	—	11	△11	—
計	15,033	1,024	559	16,617	△11	16,605
セグメント利益又は損失(△)	1,475	89	△30	1,534	0	1,534

(注)1 売上高の調整額△11百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額0百万円は、固定資産の調整額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	15,130	1,418	585	17,135	—	17,135
セグメント間の内部売上高 又は振替高	21	—	—	21	△21	—
計	15,152	1,418	585	17,157	△21	17,135
セグメント利益又は損失(△)	1,214	216	△30	1,399	△3	1,396

(注)1 売上高の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額△3百万円は、固定資産の調整額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	107円71銭	98円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,166	1,066
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,166	1,066
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,826	10,804
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	106円92銭	98円28銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	80	50
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	—	2019年11月11日取締役会 決議による新株予約権 普通株式 396,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第59期(2019年4月1日から2020年3月31日)中間配当については、2019年11月11日開催の取締役会において、2019年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金の総額 | 108百万円 |
| ② 1株当たり中間配当金 | 10円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2019年12月6日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月12日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 健 太 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 間 智 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高松機械工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2020年2月13日
【会社名】	高松機械工業株式会社
【英訳名】	TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 宗一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	石川県白山市旭丘1丁目8番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高松宗一郎は、当社の第59期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。